

4.保証料率一覧

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
基準料率 (保証料補助適用前)	責任共有外	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	
	責任共有	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	
保証料補助適用後	短期運転資金	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	
	小規模企業対策資金	一般貸付	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
		特別小口貸付					0.60%				
	小口零細企業資金	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	
	経営振興資金	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	
	経営者保証非提供促進資金	両方充足	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.80%	0.65%
		いずれか充足	1.40%	1.35%	1.30%	1.25%	1.20%	1.15%	1.10%	1.00%	0.85%
	新事業分野進出資金	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	
	雇用創出促進資金	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	
	組織強化育成資金	一般貸付	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
		セーフティネット貸付					0.60%				
	中小企業セーフティネット資金	融資対象1~3	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
		融資対象4(知事認定災害)					0.00%				
		融資対象5のうち、経営安定関連保証4号					0.00%				
融資対象5のうち、経営安定関連保証4号以外						0.55%					
中小企業再生支援資金(一般貸付)	融資対象6(危機関連保証)					0.00%					
	責任共有					0.50%					
中小企業再生支援資金(経営改善・再生支援強化貸付)	責任共有外					0.70%					
沖縄振興特別措置法関連資金						0.60%					
創業者・事業承継支援資金	創業者支援貸付					0.60%					
	創業者支援貸付(経営者保証非提供)					0.80%					
	事業承継支援貸付(特定経営承継準備関連保証適用を除外)	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	
事業承継支援貸付(特定経営承継準備関連保証適用)					0.55%						
成長促進支援資金		0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	
資金繰り円滑化借換資金	融資対象1(一般)	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	
	融資対象2(経営安定関連保証及び危機関連保証)					0.60%					
賃上げ支援資金						0.00%					

※上記保証料率については、保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(直前の二期分の貸借対照表及び損益計算書がある場合は、当該貸借対照表及び損益計算書)その他の経営に関する情報を基に保証協会が決定します。
 ※一部資金については、「経営者保証に関するガイドライン」の3要件の一部を充足していない場合であっても、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用し、保証料を上乘せすることで経営者保証を解除できる可能性があります。詳しくは沖縄県信用保証協会にお問い合わせください。

必要な添付書類等 お申し込みには、基本的に下記の書類が必要です。※資金によって必要書類が異なる場合もあります。

申込者本人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業税納税証明書(事業税の納期が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書) 2. 最近2年間の受付印のある確定申告書の写し(法人は最近2年間の決算書) ※事業歴が浅い場合はこの限りではありません 3. 定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書)(法人、協同組合等の場合) 4. 印鑑証明書 5. 見積書、請求書等(設備資金の場合) 6. 許認可証の写し(許認可業種の場合) 7. 個人情報の提供に関する同意書 <p>*その他金融機関、保証協会が必要とする書類</p>
連帯保証人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 印鑑証明書 2. 個人情報の提供に関する同意書 <p>*その他金融機関、保証協会が必要とする書類</p>

よくある質問

Q. 融資に必要な添付書類の「事業税納税証明書」は、どこで入手できますか?

A. 「事業税納税証明書」はお近くの県税事務所で入手できます。

- ・那覇県税事務所 那覇市旭町116-37 (県南部合同庁舎 TEL.(098)867-1066)
- ・コザ県税事務所 沖縄市美原1-6-34 (県中部合同庁舎 TEL.(098)894-6500)
- ・名護県税事務所 名護市大南1-13-11 (県北部合同庁舎 TEL.(0980)52-5138)
- ・宮古事務所県税課 宮古島市平良字西里1125 (県宮古合同庁舎 TEL.(0980)72-2553)
- ・八重山事務所県税課 石垣市字真栄里438-1 (県八重山合同庁舎 TEL.(0980)82-3045)

*市県民税納税証明書の入手方法については、各市町村窓口にご相談ください。



5. その他の制度概要

▶ 中小企業機械類貸与制度

県内の中小企業者等が必要としている機械を会社が割賦販売またはリースを行い、経営の合理化・効率化を支援する事業です。

融資対象者	県内の中小企業者で、原則1年以上業歴を有し、下記対象業種に属すること。(※一部対象外あり) 対象業種：製造業、建設業、鉱業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食業、サービス業。
制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 低金利・長期 低利・長期の返済期間で毎月の支払い負担額が軽減されます。 無担保・資金調達力の確保 原則無担保です。不動産担保・信用保証協会の保証・保証料が不要です。そのため、今後の資金調達に余力を持つことができます。 元金据置 据置期間は・1年・6か月・据置なしから選択できます。
貸与条件	<ul style="list-style-type: none"> 貸与金額 300万円～8,000万円(特別な場合1億円まで) 対象設備 新品が対象 利率(固定) ・割賦販売：1.7%～2.1%(財務状況に応じて決定) 貸与期間 ・割賦販売：10年以内 保証金 ・割賦販売：契約金額の5% 保証人 ・個人：原則として1名以上 ・法人企業：原則として代表者のみ
お申し込み・お問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 経営支援部経営支援課 TEL.(098)859-6237

▶ 中小企業高度化資金

集団化、共同化、協業化等中小企業者が共同で行う事業に対して、コンサルタント及び資金の両面から助成する制度です。

融資対象者	協同組合、振興組合、中小企業者等
資金使途	貸付対象事業の実施(リニューアルを実施する場合を含む)に必要な土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> 貸付額 原則として対象資金の80%以内 貸付期間 20年以内(うち据置期間は3年以内) 利率(固定) 1.0% 担保 不動産担保、金融機関保証等 連帯保証人 組合役員等の連帯保証
受付期間	事前に事業計画について、診断・助言等を行いますので、原則として事業を実施する前々年度で随時受付
お申し込み・お問い合わせ先	沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班 TEL.(098)866-2343

▶ 経営コンサルタント派遣制度(企業のライフステージに応じた伴走支援事業)

どんな制度なの?

1

あなたのお店・会社に頼れる専門家が!

2

普段考えている事や悩みを話すだけ!
課題が整理されてやるべきことが明確に!
さらに課題の実行までお手伝いします!

3

業績向上!
効率向上!

さっそく実行!
経営改善の第1歩を踏み出そう!
(派遣枠には限りがあります)

派遣費用は無料!

資料を作る必要なし!

出かける必要なし!

お申し込み・お問い合わせ先	沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL.(098)866-2343 FAX.098-861-4661 Mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp ライフステージ伴走支援 検索
---------------	---